

東金市地域防災計画  
(第5編 大規模火災等編)



# 目 次

第1章 大規模火災対策.....	大-1
第1節 基本方針.....	大-1
第2節 災害予防対策.....	大-1
1 建築物不燃化の促進.....	大-1
2 防災空間の整備・拡大.....	大-1
3 市街地の整備.....	大-2
4 火災に係る立入検査.....	大-2
5 住宅の防火対策.....	大-2
6 多数の者を収容する建築物の防火対策.....	大-2
7 大規模・高層建築物の防火対策.....	大-2
8 文化財の防火対策.....	大-3
9 消防組織及び施設の整備充実.....	大-3
第3節 災害応急対策.....	大-4
1 応急活動体制.....	大-4
2 情報収集・伝達体制.....	大-4
3 災害救助法の適用.....	大-4
4 消防活動.....	大-4
5 救助・救急.....	大-4
6 立入禁止区域等の設定等.....	大-5
7 避難.....	大-5
8 救援・救護.....	大-5
第2章 林野火災対策.....	大-6
第1節 基本方針.....	大-6
第2節 災害予防対策.....	大-6
1 広報宣伝.....	大-6
2 法令による規制.....	大-6
3 予防施設の設置.....	大-6
4 林野等の整備.....	大-7
第3節 災害応急対策.....	大-8
1 応急活動体制.....	大-8
2 情報収集・伝達体制.....	大-8
3 消防活動.....	大-8
4 救助・救急.....	大-8
5 立入禁止区域等の設定等.....	大-8
6 避難.....	大-8
第3章 危険物等災害対策.....	大-10
第1節 基本方針.....	大-10
第2節 災害予防対策.....	大-10
1 危険物.....	大-10
2 高圧ガス.....	大-11
3 火薬類.....	大-12
4 毒物劇物.....	大-13
第3節 災害応急対策.....	大-14
1 応急活動体制.....	大-14
2 情報収集・伝達体制.....	大-14

3	災害救助法の適用.....	大-14
4	消防活動.....	大-14
5	救助・救急.....	大-14
6	立入禁止区域等の設定等.....	大-14
7	避難.....	大-15
8	救援・救護.....	大-15
9	環境汚染対策.....	大-15
<b>第4章</b>	<b>大規模停電対策.....</b>	<b>大-16</b>
<b>第1節</b>	<b>基本方針.....</b>	<b>大-16</b>
<b>第2節</b>	<b>災害予防対策.....</b>	<b>大-16</b>
1	体制の整備.....	大-16
2	市所管施設敷地内・所管道路上の倒木対策.....	大-16
3	関係機関との連携.....	大-17
4	市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化.....	大-17
5	森林所有者等の停電対策.....	大-18
<b>第3節</b>	<b>災害応急対策.....</b>	<b>大-19</b>
1	情報の収集・伝達.....	大-19
2	応急対策.....	大-19

# 第1章 大規模火災対策

## 第1節 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

## 第2節 災害予防対策

### 1 建築物不燃化の促進

市及び県は、市街地における延焼防止を次により促進する。

#### (1) 防火地域の指定

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

また、建築基準法第22条による屋根不燃化区域に全域指定されていることを踏まえ、木造建築物の外壁の延焼防止措置を推進する。

#### (2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命、財産を守るため、避難場所・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲を対象とし、建築物の不燃化を促進する。

### 2 防災空間の整備・拡大

市及び県は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

#### (1) 緑地の保全

都市緑地法による緑地保全地域の指定等を行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

#### (2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上も有効なため、防災都市づくりの一環として、防災効果の高い公園を整備する。

#### (3) 街路の整備

街路は、交通機能のみならず大規模火災時においては、延焼防止機能も有している。そのため計画的に広幅員の幹線道路の整備を図る。

### 3 市街地の整備

市は、都市基盤整備についてこれまでの整備手法にこだわらず、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

### 4 火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者、管理者又は占有者に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

### 5 住宅の防火対策

県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器等の防災機器の普及促進や防災製品の活用を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

### 6 多数の者を収容する建築物の防火対策

#### (1) 防火管理者及び消防計画の作成

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

#### (2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

### 7 大規模・高層建築物の防火対策

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記6の「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

**8 文化財の防火対策**

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者、管理者又は占有者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者、管理者又は占有者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。なお、毎年1月26日は、文化庁・消防庁により「文化財防火デー」と定められているため、特に防火管理に注意する。

日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、あらかじめ自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備する。

**9 消防組織及び施設の整備充実**

(1) 消防本部は県と連携して「千葉県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、その計画的な整備に努める。

(2) 市及び消防本部は、消防団員、消防職員の確保に努める。

(3) 消防本部は、消防施設等整備計画に基づき、消防施設の整備充実に努める。

また、充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、国及び県から消防施設等の整備強化を推進するための支援を要請する。

(4) 消防本部は災害応急対策拠点としての機能を維持するため、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建設基本計画」に基づき整備を行うものとする。

また、常備消防における消防車両の充実を図るため、「山武郡市広域行政組合消防車両整備計画」に基づき整備を行うものとする。

(5) 消防本部は、災害時の消防機関内での連絡システムの確保をより確実にするため、通信指令システムの高度化、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を行うものとする。

## 第3節 災害応急対策

### 1 応急活動体制

消防防災課長は、火災の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

### 2 情報収集・伝達体制

総務対策部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

### 3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波災害編第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模火災時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）で適用する。

### 4 消防活動

消防本部及び消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

### 5 救助・救急

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

救急告示病院等の医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

## 6 立入禁止区域等の設定等

東金警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合において、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

## 7 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び東金警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

## 8 救援・救護

食料、飲料水、生活必需品等の供給及び医療救護については、地震・津波災害編第2章第12節「食料・飲料水等の供給」及び第9節「医療救護」に定める。

## 第2章 林野火災対策

### 第1節 基本方針

林野火災は、ひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

### 第2節 災害予防対策

#### 1 広報宣伝

##### (1) 広報による注意

市、消防本部及び県は、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙、防災行政無線、ホームページ、ポスター掲示等を利用し、林野火災予防に対する意識を喚起する。

##### (2) 会議等の開催による宣伝

県は、林業関係者等を招集し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。

##### (3) 学校教育による指導

市及び県は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

##### (4) 山火事予防運動の実施

市、県及び千葉県森林組合は、山火事予防運動週間（3月1日～3月7日）中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

#### 2 法令による規制

市及び消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

- (1) 山武郡市広域行政組合火災予防条例で定める火の使用制限（火災予防条例第29条）
- (2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
- (3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

#### 3 予防施設の設置

市、県及び千葉県森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底、立看板等の設置を図る。

## 4 林野等の整備

### (1) 森林の育成

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等を励行し、火災の起こりにくい森林を育成する。

### (2) 林道の整備

市及び県は、火災発生危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

### (3) 防火線の整備

市、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

## 第3節 災害応急対策

### 1 応急活動体制

消防防災課長は、火災の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

### 2 情報収集・伝達体制

総務対策部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

### 3 消防活動

消防本部及び消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。孤立した者を発見した場合や空中消火の必要がある場合は、ヘリコプターの出動を要請する。

### 4 救助・救急

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じ国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

救急告示病院等の医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 5 立入禁止区域等の設定等

東金警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

### 6 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び東金警察署は、人命の安全を第一において、必要な場合には避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要そ

の他の避難に関する情報の提供に努める。

## 第3章 危険物等災害対策

### 第1節 基本方針

危険物（石油等）や高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第3章「道路事故災害対策」による。

危険物等とは次のものをいう。

- (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの  
（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
- (2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの  
（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
- (3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの  
（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
- (4) 毒物劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

### 第2節 災害予防対策

#### 1 危険物

##### (1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域は、各事業所等が相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 県及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの警防計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

## 2 高圧ガス

(1) 事業所等

高圧ガス事業所は、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

事業所単独では対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県、消防本部その他関係機関

県、消防本部その他関係機関は、次の事項を実施する。

ア 防災資機材の整備

(ア) 事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

### 3 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

事業所単独では対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的な保全教育に加え、施設の新設等を行う都度、保安教育を実施する。また、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

県及び関係団体は、事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

## 4 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止に努める。

(2) 県（山武健康福祉センター）

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

## 第3節 災害応急対策

### 1 応急活動体制

消防防災課長は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

### 2 情報収集・伝達体制

総務対策部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

### 3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

### 4 消防活動

消防本部及び消防部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

### 5 救助・救急

消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

救急告示病院等の医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 6 立入禁止区域等の設定等

東金警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入

禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

## 7 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、災害が拡大し危険な区域に対し、避難指示等を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び東金警察署は、人命の安全を第一において、必要な場合に避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

## 8 救援・救護

食料、飲料水、生活必需品等の供給及び医療救護は、地震・津波災害編第2章第12節「食料・飲料水等の供給」及び第9節「医療救護」に定めるものとする。

## 9 環境汚染対策

経済環境対策部は、危険物等による河川等の汚染が予測される場合は、監視活動を行う。

また、流出が確認された場合は、河川管理者等関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

## 第4章 大規模停電対策

### 第1節 基本方針

令和元年房総半島台風において、暴風による倒木等を原因とする断線や電柱の倒壊により、大規模な停電が長期間発生し、市民生活に大きな影響を与えることとなった一方で多くの教訓を得た。

本節では、停電に強いまちづくりを実現するため、地震、風水害その他の原因により、近隣市町を含む広域かつ長期間の停電を想定し、総合的な災害予防対策と停電発生時における迅速な復旧を図るための災害応急対策を定める。

### 第2節 災害予防対策

#### 1 体制の整備

##### (1) 設備・備蓄の整備

市は、避難所において停電の影響を受け避難者の受け入れ体制が不十分になる可能性があるため、太陽光発電設備、非常用発電機、蓄電池など、停電の際に電力供給が可能な設備・機器の整備を進めるよう努める。

また、避難者の通信手段を確保するため、避難所へ携帯電話・スマートフォン等の充電に対応できる機器の整備等を進める。

##### (2) 協定の締結

市は、停電地域への燃料電池自動車（FCV）・電気自動車（EV）等の貸与について協力を得られるよう、自動車会社等との協定の締結に努める。

また、長期停電により、小売事業者等が飲食料品・日用品等の販売を停止する可能性があることを想定し、停電時に移動販売が可能な小売事業者等との協定の締結に努める。

#### 2 市所管施設敷地内・所管道路上の倒木対策

市は、所管施設敷地内・所管道路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採する。

また、所管道路上の倒木発生等による交通規制が発生した際の情報共有・広報体制の確立に努める。

### 3 関係機関との連携

#### (1) 東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、市との連絡・連携体制を確立し、相互に協力して停電の早期復旧および事前対応並びに未然防止に努める。また、停電状況について情報を収集し、市との連携体制を強化するよう努めるとともに、電源車の配備や、他地区の電力会社からの受援体制の整備に努める。

#### (2) 東金警察署

東金警察署は、信号機滅灯時の非常用電源活用による信号の復旧や手信号による交通整理等の体制整備を検討するとともに、市との連携体制の確保に努める。

#### (3) 東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

通信事業者等は、固定電話及び携帯電話の不通状態を早期に解消するため、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車の配備等が可能となるよう体制の整備に努める。

#### (4) 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、停電発生時の運行情報等について、市及び関係機関に情報提供が可能となるよう体制の整備に努める。

#### (5) 山武郡市広域水道企業団

山武郡市広域水道企業団は、停電による断水が発生することも想定されるため、市と連携して、災害時の給水方法や給水資機材の調達等、給水体制の確保に努める。

### 4 市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化

#### (1) 停電により生じ得る危険

市民及び事業者は、停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めるものとする。

- ア 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。例：在宅医療における酸素ボンベ等）
- イ 熱中症・低体温症等
- ウ 車中泊等によるエコノミークラス症候群
- エ ロウソク等使用による失火
- オ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）
- カ 信号滅灯等による交通事故
- キ 給水ポンプ停止による断水（井戸など）

#### (2) 市からの情報を入手する手段の事前確保

市民及び事業者等は、停電により平常時において使用できる情報収集手段の一部が使用できなくなることが想定されるため、可能な限り多くの手段を事前に確保するよう努めるものとする。

また、通信機器を常に使用できる環境を維持するため、避難又は外出する際、携帯電話・スマートフォンの充電機器等を携帯し、外出先の充電環境を提供している施設等でも充電できるよう努める。

**(3) 災害通信手段の確保**

市の災害通信手段の確保については、地震・津波災害編 第1章 第7節 「情報連絡体制の整備」における対応に準じる。

**(4) 所有物の飛散による電線の破線等の防止**

市民及び民間事業者等は、所有物の飛散による電線の破線等を防止するため、台風・突風・暴風等が予想される時は、屋外に置いてある所有物が飛散しないように、屋内に移動したり、屋外で固定したりするなどして、事前に飛散防止対策をとるよう努める。

**(5) 備蓄の確保**

家庭や事業所等における備蓄については、総則編第1章 第3節 「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」準じる。

<b>5 森林所有者等の停電対策</b>
----------------------

森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち・間伐・伐採などの励行を図る。

## 第3節 災害応急対策

### 1 情報の収集・伝達

#### (1) 情報連絡体制の確保

電力事業者及び通信事業者等は、停電情報の収集及び対策の検討を円滑に行うため、市に対し、連絡調整員を派遣することを検討する。電力事業者の連絡調整員の派遣がされた場合、市は、ホットラインを開設するなど、停電情報の収集に努める。

#### (2) 停電情報等の収集・伝達

##### ア 東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、高圧線・低圧線・引込線の破線等を原因とする停電について、システムによる確認・市民等からの通報・検針員による確認等により情報を収集するとともに、関係機関に連絡・HPへの情報公開に努めるものとする。

また、停電の復旧時期について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努めるものとする。

##### イ 市

市は、東京電力パワーグリッド株式会社から停電状況について情報を収集するとともに、市への通報等による情報等により、戸別の停電状況を把握するよう努め、それらの情報を東京電力パワーグリッド株式会社と共有する。また、長期停電により、小売事業者等が飲食料品・日用品等の販売を停止する可能性があることを想定し、小売事業者等と営業情報の収集に関する体制の構築に努める。

### 2 応急対策

#### (1) 停電復旧作業

東京電力パワーグリッド株式会社は、復旧作業に努めるものとする。

停電解消の妨げとなる倒木等が多数あり、対応が困難である場合は、市、他地区の電力会社等の協力を得て、可能な限り迅速な復旧に努めるものとする。

#### (2) 通信手段の確保

##### ア 複数の通信手段の確保

市は、電源設備の使用不能時に備え、複数の通信手段の確保に努める。

##### イ 通信環境の整備

###### (ア) 通信機器等の提供

市は、避難所等において、公衆無線 LAN (Wi-Fi) を設置することにより、市民の通信手段の確保に努める。

通信事業者等は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車等の配備等を検討する。

(イ) 充電環境の提供

市は、市民の通信手段の要である携帯電話・スマートフォンの充電等に対応するため、市役所・避難所等において、充電環境を整備する。電力事業者及び通信事業者等は、マルチチャージャー等の充電機器の貸出・供与を検討する。

(3) 燃料の確保

市は、停電による燃料需要の増加により、供給が滞ることに備えるため、協定その他の方法により、非常用発電機や所管施設、市有共用車両等への給油用の燃料の確保に努める。

(4) 電源車等による電力供給

市は、電源を喪失した施設に対し、電源車、燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）等の配備を検討する。

電源車については東京電力パワーグリッド株式会社に対して配備を要請する。燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）等については自動車会社等に対して派遣協力を要請する。

また、配備（派遣）先の選定は、医療施設や福祉施設等、生命の危険に直結するような施設や事業継続性確保の必要性が高い施設を優先する。

なお、電源車の配備にあたり、高圧電源車の場合、電気主任技術者の立会いが必要であることを留意する。

(5) 給水支援

飲料水の供給については、地震・津波災害編 第2章 第12節「食料・飲料水等の供給」における対応に準じる。

(6) 入浴等支援

市は、停電の復旧の見通しが立たない場合、市有施設及び市内事業所等において、入浴又はシャワー利用のために、施設を開放することを検討する。

また、必要に応じて、関係機関に対し、入浴又はシャワー利用のための支援を要請する。

(7) 市有施設の開放

市は、停電の復旧の見通しが立たない場合、市有施設を休憩スペース等として市民等に向けて開放することを検討する。

(8) 市民等への広報等

市は、上記内容をはじめとする応急対策を実施していることを広報するとともに、停電により生じ得る危険性について周知する。

市の広報については、地震・津波災害編 第2章 第3節「災害広報」における対応に準じる。